

令和6年7月16日

町民の皆さまへ

安八町役場 福祉課

## 「令和6年度価格高騰臨時対策支援 (こども加算)給付金」のお知らせについて

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、児童一人あたり5万円の価格高騰臨時対策支援(こども加算)給付金を支給します。

○対象世帯 基準日(令和6年6月3日)に安八町に住民票があり、①と②の条件を満たす世帯

- ①世帯全員の令和6年度分の住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」の世帯。
- ②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)を扶養している世帯。

なお、この案内が届いた世帯の方で、さらに以下の2点の要件に該当する世帯が支給対象となります。

- ①世帯全員の方が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと。

※すでに令和5年度非課税世帯(7万円)または令和5年度均等割のみ課税世帯(10万円)の支給対象世帯は対象外となります。  
他市町村で同様の給付を受けた世帯も対象外となります。

○申請期間 令和6年9月30日(月)まで

○申請方法 確認書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。  
書き方については裏面の記入例をご覧ください。

※窓口申請による混雑防止のため、郵送での申請にご協力ください。

**給付金制度を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」などには、十分ご注意ください！**

問い合わせ先 ☎0584-64-7104

安八町役場 福祉課 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

# 令和6年度価格高騰臨時対策支援（こども加算） 給付金（5万円/児童1人あたり）のご案内 受給には手続きが必要です

## 給付金の支給額

児童1人あたり**5万円**

## 給付金の支給時期

町が確認書を受理した日から  
3週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

支給  
対象  
となる  
世帯

- ①世帯全員の令和6年度住民税が「**非課税**」または「**均等割のみ課税**」の世帯
- ②「**18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童\***を扶養」している世帯。

※平成18年4月2日生まれ以降の児童

令和6年6月3日（基準日）時点で安八町に住  
民登録があり、給付の  
対象となると思われる  
世帯へ確認書が送付さ  
れます。

## 給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返信してください。**

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



## 申請期限

# 令和6年9月30日（月）（必着）

※申請期限を過ぎた場合は、給付金を受け取ることができません。

## お問い合わせ

安八町役場 福祉課

「令和6年度価格高騰臨時対策支援給付金」窓口



**0584-64-7104**

受付時間 平日8:30～17:15（土日祝を除く）



# 記入例

## 支給対象の確認・記入

- 支給対象であるか確認し、①と②に☑を入れてください。  
※全てに☑が無いと支給対象になりません。
- 支給対象となる場合は、世帯主氏名と確認日、電話番号を記入してください。

## 令和6年度価格高騰臨時対策支援（こども加算）給付金支給要件確認書

令和6年度価格高騰臨時対策支援（こども加算）給付金支給要件確認書について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和6年9月30日（郵送必着）**までに、この確認書を返送してください。

支給方法 口座  
支給日 確認書を受取した日から3週間程度要します。（順次支給予定）  
支給口座  
支給額 円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（☐）に☑を入れてください）

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、

市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません ☐】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄（☐）に☑を入れてください。

- 上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込みを希望します。  
（本人（振込口座名義人）確認書類および口座確認書類を添付してください。長期間入出金のない口座は記入しないでください。）

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信連 金融機関番号	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。	通帳番号 (右詰めでお書きください。)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1	0	※	

※代理人が確認する場合は、代理確認（受給）に記入してください。

ご不明な点がございましたら、安八町役場福祉課（0584-64-7104）までお問い合わせください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所
	上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の			署名 世帯主氏名
確認・請求 受給 確認・請求及び受給		を委任します。 一法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		

## 振込口座を変更される場合

- 下記の2点の書類が必要となります。(1)(2)を裏面に添付してください。

(1)本人(振込口座名義人)確認書類の写し(コピー)

(2)口座確認書類の写し(コピー)

※振込口座を変更しない場合は必要ありません。

提出される前にもう一度ご確認ください！

☐確認書に記入漏れはありませんか？ ☐必要書類は同封されていますか？(要確認)